## 岩手県告示第298号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成23年3月31日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社土橋工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田17番地7
    - ウ 代表者の氏名 土橋幸男
    - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-18) 第978号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、途装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年3月31日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成23年3月31日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 梅川工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町川尻40地割168番地17
    - ウ 代表者の氏名 梅川良征
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-18) 第9444号
  - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年3月29日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成23年3月31日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社東伸工業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中太田新田25番地605
    - ウ 代表者の氏名 松本東
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-18) 第20190号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年3月29日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成23年4月5日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 中央都市開発株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字八ツ長88番地6
    - ウ 代表者の氏名 佐藤道博

- 工 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第150088号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年3月31日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。